

規制の事後評価書

法令の名称：働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法
(昭和 22 年法律第 49 号) 第 36 条等

規制の名称：時間外労働の上限規制

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課

評価実施時期：令和 7 年 1 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・時間外労働の上限について、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間（休日労働含む）を限度に設定する（労働基準法の改正により平成 31 年 4 月から大企業、令和 2 年 4 月から中小企業にも施行）。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①労働時間の推移	事前評価時	—
	事後評価時	①一般労働者の年総実労働時間 令和元年 1,978 時間、令和 2 年 1,925 時間、令和 3 年 1,945 時間、 令和 4 年 1,948 時間、令和 5 年 1,962 時間 ※「毎月勤労統計調査」より ②週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の 雇用者の割合 令和元年 10.9%、令和 2 年 9.0%、令和 3 年 8.8%、令和 4 年 8.9%、令和 5 年 8.4% ※「労働力調査」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①使用者において、労働力を補う費用及び労働時間を把握するための機器の導入費用	事前評価時	—
	事後評価時	○働き方改革推進支援助成金の実績の推移 令和元年度：予算額 9,738,244 千円、支給額 7,565,038 千円 支給件数 10,878 件、1 件あたり支給額 695,444 千円 令和 2 年度：予算額 7,562,102 千円、支給額 7,012,222 千円 支給件数 12,762 件、1 件あたり支給額 549,461 千円 令和 3 年度：予算額 6,566,224 千円、支給額 5,719,835 千円 支給件数 6,614 件、1 件あたり支給額 864,807 千円 令和 4 年度：予算額 5,858,196 千円、支給額 5,366,159 千円 支給件数 5,789 件、1 件あたり支給額 926,958 千円 令和 5 年度：予算額 9,403,919 千円、支給額 5,028,657 千円 支給件数 4,095 件、1 件あたり支給額 1,227,999 千円 令和 6 年度：予算額 6,691,928 千円

■行政費用

		算出方法と数値
①新たなルール周知及び確認費用	事前評価時	—
	事後評価時	①働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組に要した費用（予算額及び執行額）の推移 令和元年度：予算額 2,333 百万円、執行額 2,243 百万円 令和 2 年度：予算額 3,399 百万円、執行額 3,224 百万円 令和 3 年度：予算額 3,060,160 千円、執行額 2,902,479 千円

		令和4年度：予算額 2,775,369 千円、執行額 2,695,974 千円 令和5年度：予算額 2,353,188 千円、執行額 2,286,542 千円 令和6年度：予算額 2,410,237 千円 ②中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業に要した費用（予算額及び執行額）の推移 令和元年度：予算額 6,041 百万円、執行額 4,159 百万円 令和2年度：予算額 7,749 百万円、執行額 6,999 百万円 令和3年度：予算額 5,572,527 千円、執行額 5,166,678 千円 令和4年度：予算額 4,375,432 千円、執行額 2,469,814 千円 令和5年度：予算額 3,674,421 千円、執行額 2,623,258 千円 令和6年度：予算額 3,141,761 千円
--	--	---

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	—
	事後評価時	—

■その他の負担

特になし。

3 考察

- 本規制の政策評価について、事前評価書においては、規制の導入により、国や使用者に負担が発生するものの、労働者の長時間労働が抑制され、ワーク・ライフ・バランスの改善や、労働生産性の向上といった効果が期待されることから、負担を大きく上回る効果があると考えられると評価しているところ。 - その効果（課題の解消・予防に関する実績）として、週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は規制の導入後、減少傾向にある。 - 負担のうち、遵守費用に関する指標として、使用者において労働力を補う費用及び労働時間を把握するための機器の導入費用が考えられるが、それら負担については、「働き方改革推進支援助成金」によって生産性を高めながら時間外労働の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して取組費用の一部を助成している。当該助成金に係る予算については約 7 割を執行し、使用者が実施する労働力の補填や労働時間把握のための機器の導入に向けた取組に対して適切に支援できていることから、対応の変更は不要である。 - また、行政費用に関する指標については、上限規制の定着のための事業場に対する個別訪問やセミナー、相談ダイヤルの設置等の取組のための経費や中小企業等を支援する働き方改革推進支援センターの運営についての経費があげられるが、前者に係る予算の執行率は 9 割、後者の執行率は約 7 割を超えていることから適切な予算執行をしている。 - 施行から 5 年が経過して、上記のとおり、負担を上回る効果が出ていると考えられることから、今後とも、本規制を継続し労働基準監督署における監督指導を徹底するとともに、労働時間の短縮に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し、その負担を軽減するため、労働時間相談・支援班や働き方改革推進支援センターでの相談対応、助成金の支給、改正後の労働基準法の内容に関する周知・啓発等を丁寧に行うことが必要である。
--

規制の事前評価書

政策の名称	時間外労働の上限規制	担当部署名	労働基準局 労働条件政策課	作成責任者名	労働条件政策課長 藤枝 茂	評価実施時期	平成29年9月
法令案等の名称・関連条項	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条等						
規制の目的、内容及び必要性等	【規制の目的・必要性】 我が国においては、この20年間で、一般労働者の年間総実労働時間が2000時間を上回る水準で推移し、雇用者のうち週労働時間60時間以上の者の割合は低下傾向にあるものの7.7%と平成32年時点の政労使目標である5%を上回っていることや、平成27年度の脳・心臓疾患による労災支給決定件数は251件(うち死亡の決定件数は96件)、精神障害による労災支給決定件数は472件(うち未遂を含む自殺の決定件数は93件)となっているという現状を踏まえ、長時間労働を抑制するため、時間外労働について規制を実施する必要がある。 【規制の内容】 現行の「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成十年労働省告示第百五十四号)」(以下、「限度基準告示」という。)を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることでない上限を設定する。						
想定される代替案	限度基準告示を法律に格上げするが、罰則による強制力を持たせず、努力義務とする。						
規制の費用	費用の要素			代替案の場合			
1 遵守費用	使用者において、労働力を補うための費用が生じると考えられる。 また、労働時間を正確に把握するため、タイムカード等労働時間を把握するための機器の導入費用が使用者に新たに生じる場合もあると考えられる。			労働時間を正確に把握するため、タイムカード等労働時間を把握するための機器の導入費用が使用者に新たに生じる場合もあると考えられる。			
2 行政費用	新たなルールの周知や定着のための費用や、実労働時間が上限を超えていないか確認するための費用が発生すると考えられる。			新たなルールの周知や定着のための費用や、実労働時間が上限を超えていないか確認するための費用が発生すると考えられる。			
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。			その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。			
規制の便益	便益の要素			代替案の場合			
	労働者のワーク・ライフ・バランスの改善や、労働生産性の向上が見込まれる。			労働者のワーク・ライフ・バランスの改善や、労働生産性の向上が見込まれる。			
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案の導入により、国や使用者に新たに費用が発生するものの、労働者の長時間労働が抑制され、ワーク・ライフ・バランスの改善や、労働生産性の向上が期待されることから、費用を大きく上回る便益があると考えられる。 また、代替案と比較すると、代替案は目的とする行政効果が得られるか不確実となり、便益は一般的に少なくなることが想定されるため、改正案が望ましいと考える。						
有識者の見解その他関連事項	平成29年6月5日労働政策審議会建議「時間外労働の上限規制等について(報告)」(抄) 1 時間外労働の上限規制 (1) 上限規制の基本的枠組み 現行の時間外限度基準告示を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることでない上限を設定することが適当である。						
レビューを行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の労働基準法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						